

・返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- ①入社以後1ヶ月以内の場合はサービス利用料の70%を返還するものとする。
- ②入社以後1ヶ月以内より2ヶ月以内の場合はサービス利用料の50%を返還するものとする。
- ③入社以後2ヶ月より3ヶ月以内の場合はサービス利用料の30%を返還するものとする。